

JACETにおけるアンチハラスメント・ポリシーの制定について

本ガイドラインは、日本心理学会の「ハラスメント防止に関するガイドライン」、および比較法学会の「比較法学会アンチハラスメント・ポリシー」を参考にして作成されました。両学会のガイドラインの策定に携わった方々をはじめ、学術活動におけるハラスメント防止に取り組んでいる方々に、心からの謝意を表します。

2024年8月27日

一般社団法人大学英語教育学会 理事会

JACETにおけるアンチハラスメント・ポリシー

1. 目的

一般社団法人 大学英語教育学会（以下「本学会」といいます。）は、本学会の活動に関連するあらゆる形態のハラスメントを防止することを目的として、本アンチハラスメント・ポリシー（以下「本ポリシー」といいます。）を定めます。

2. 基本方針

- (1) 本学会は、本学会に関わるすべての人の人権および尊厳を守り、それらの人が安全かつ安心して自由に本学会の活動に参加または関与することができる環境の整備を行います。
- (2) 本学会に関わる人たちは、お互いが安心して研究活動や学会活動に参加し、従事できる環境を作ること、また、ハラスメントを受けた人に対して支援を行うことに努めます。

3. 定義

- (1) 本ポリシーにおける「ハラスメント」とは、本学会の活動に関連して、一方の当事者が他方の当事者の属性もしくは人格または両当事者間の関係に関して、不適切な発言、行動等の行為を行い、これにより他方の当事者に身体的、精神的、社会的苦痛や傷害、不利益、損害を与え、または、その基本的人権、尊厳もしくは人格を侵害することを指します。
- (2) 本学会の「活動」には、一号および五号事業に関する活動（国際大会、支部大会、その他学術研究における活動）、総会（社員総会および会員総会）における活動、理事会およびその他学会の会議における活動、事務局における活動、理事や監事、支部役員、会員としての活動（委員としての活動、事務局への問い合わせや手続きに関わる活動を含みます。）、SIG等の学術研究に関する活動が含まれ、かつ、これらに限定されません。

- (3) 本ポリシーの「当事者」には、本学会の会員に限らず、本学会の活動に関連して、不適切な行為を行った全ての人や組織が含まれます。たとえば、
- (ア) 本学会の活動中に、他の会員や事務局に対して不適切な行為を行った会員
 - (イ) 本学会の活動中に、会員ではない人や本学会以外の組織に対して不適切な行為を行った会員
 - (ウ) 本学会の活動中の会員や事務局に対して不適切な行為を行った会員ではない人または本学会以外の組織
- が含まれます。
- (4) 本ポリシーでの、「属性もしくは人格」には次のものが含まれ、かつ、これらに限定されません。
- (ア) 出身地、国籍、民族、人種
 - (イ) 性別、性的指向
 - (ウ) 身体的状況、身体的特性
 - (エ) 家族関係
 - (オ) 年齢
 - (カ) 信条、学術上の見解（形成途上のものを含みます。）
 - (キ) 研究者としての地位（学生としての地位を含みます。）、能力
 - (ク) 職業
 - (ケ) その他社会的身分、役割
- (5) 本ポリシーでの、「不適切な発言、行動等の行為」は、対面での発言や威迫等に限られません。電話、手紙、電子メール、SNSでの表現等の一切の行為が含まれます。
- (6) 本ポリシーでの「不利益もしくは損害」には、正当な理由なく、研究者たる当事者の研究が阻害されたこと（研究や業務の機会、研究内容や研究方法の自由、研究成果に対する正当な評価を受ける機会等が制限されたり、失われたりすることを含みます。）が含まれ、かつ、これらに限定されません。
- (7) 問題とされた行為がハラスメントであるか否かを判断する際には、受け手がどのように感じたかが重要になります。意図的に行った場合だけでなく、意図せずに行った言動、善意や好意のもとに行われた言動が結果的に相手を傷つけてしまった場合もハラスメントとなることがあります。また、問題とされる言動を加害者の指示に従って加担したりする場合や、それらの言動がされるのを傍観した場合もハラスメントになることがあります。

4. 区分

本ポリシーでのハラスメントには、以下の区分が含まれます。これらの区分に該当しないハラスメントも、3条に該当するものはすべてハラスメントとなります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な発言や行為、性別や

性的指向, 性同一性等に関する発言や行為によって生じるハラスメントを指します。また, 妊娠, 出産, 育児を対象とした不適切な発言や行為等も含まれます。

(2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは, 研究, 教育上の力関係を濫用し, 不適切な発言や行為によって生じるハラスメントを指します。また, 特定の学術的見解や誤解, 無知に対する過剰な指摘, 批難等も含まれます。

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは, 職務上の優越的な地位や権限, または人間関係や能力などの優位性を利用して行なわれた発言や行為によって生じるハラスメントを指します。また, 本学会や事務局に対する過剰な要求や謝罪の強要等も含まれます。

5. 活動

(1) 本学会は, ハラスメントの発生を予防するために, ハラスメント防止の啓発活動に努めます。

(2) 本学会は, ハラスメントの当事者となったと考えられる人に対する相談活動やハラスメントが生じている可能性があると思われる場合の解決支援, ハラスメントを受けた人が安全かつ安心して本学会活動に参加できる環境の整備を行います。

連絡先: anti-harassment@jacet.org

連絡者(申立人)の身元は, 適切な対策チームが組織されるまでは, 担当者以外には明かされません。対策チームの構成員は, 原則として理事, 監事の中から, 連絡者に不利益がないよう慎重に選出いたします。

受付担当者:

法人事業委員会担当理事 馬場 千秋・金丸 敏幸